

炭素材料学会広告掲載規程

(目的)

第1条

本規程は、炭素材料学会（以下本学会）が本学会ホームページに掲載する広告（以下、バナー広告）、及び、本学会誌に掲載する広告（以下、学会誌広告）に関する事項を定める。

(責任)

第2条

バナー広告及び学会誌広告は広告主が準備し、本学会は広告主に掲載場所を提供し、掲載作業を行う。広告の内容に対する責任は、広告主が負う。本学会は広告の内容に対する一切の責任を有しない。

(規格)

第3条

規格は別表の通りとする。

(掲載基準)

第4条

原則として炭素材料学会の活動に関連した内容に限る。運営委員会において掲載の可否を判断する。

(掲載料金)

第5条

広告掲載料金は別途定める。

(バナー広告掲載後の掲載削除)

第6条

掲載後に本会ホームページ担当の判断で、広告内容が不適切であると判断された場合には、契約の終了を待たずにバナー掲載を解除できるものとする。この場合、掲載しなかった期間分の広告費用は広告依頼主に返還しない。

(バナー広告掲載の延長)

第7条

バナー広告掲載を延長する時は、掲載期限の1箇月前までに本会に申し出る。

(規程の改廃)

第 8 条

この規程の改廃は、運営委員会の決議によって行う。

2. 第 5 条に定める別表は、運営委員会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、炭素材料学会の総会（平成 30 年 12 月 6 日）から施行する。（平成 30 年 10 月 11 日 炭素材料学会長 制定）

この規程は、令和 3 年 9 月 3 日から改訂施行する。